

和歌山工業高等学校運動部活動に係る活動方針

1 趣旨

スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び本県教育委員会が策定した「和歌山県運動部活動指針」に基づき、運動部活動に係る活動方針をここに定める。

2 基本方針

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として生徒が自主的、自発的に活動し、スポーツに親しみ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資することを目的とする。
- (2) 生徒が自己の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、その活動を通じて望ましい人間関係が育成されるよう指導する。

3 活動計画の作成及び周知

運動部顧問は、基本方針に則り活動方針並びに年間の活動計画及び毎月の練習計画を作成し、校長に提出するとともに生徒・保護者に対して説明するなど、周知徹底する。

4 適切な指導及び運営の実施

- ① 運動部顧問は、いかなる理由があっても、指導上での体罰や不適切な言動を正当化することは誤りであり、決して許されないものとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。
- ② 部活動にかかる経費については、保護者の経済的負担に配慮するとともに、その取り扱いについては細心の注意を払い、保護者の理解を得る。
- ③ 安全管理を徹底し、設備・用器具の定期的な点検を行う。また、生徒の健康管理には細心の注意を払い、気候や環境に応じた適切な指導を行う。
- ④ 運動部顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等へ参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力向上に努める。

5 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

- ① 活動日程や休養日は各部の実情に応じて適切に設定し、1週間に1日（原則土・日）の休養日を設定するとともに、平日1日の休養日を取り入れる。なお、種目の特性等でこの基準により休養日が設定できない場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。
- ② 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。

(2) 活動時間

原則として、平日は2時間程度、学校の休業日は、特別な場合を除き3時間程度とし、短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。